主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

弁護人青戸辰午主張の控訴趣意は末尾に添附した別紙記載のとおりで、これに対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

被告人Aに関する控訴趣意第一、二点ついて。論旨は要するに原判決の量刑不当を主張するものであるが、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠を精査し、本件犯罪の罪質、犯情を検討するに、被告人Aの本件犯行の動機がBをしてその実父の生活費を稼がせるためであつたとの所論の事情を斟酌するも原判決が被告人Aに対し罰金弐万円を科したのは相当であつて量刑不当の点は認められない。論旨は理由がない。

同第二点について。訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠を精査し本件 犯罪の罪質、犯情を検討するに原判決の科刑は相当であつて、量刑不当の点は認め られない。論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に従い主文のとおり判決する。 (裁判長判事 平井林 判事 久利馨 判事 藤間忠顕)